旭川市立永山南小学校

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決してゆるされない行為です。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、いじめから子どもを救うためには、子どものみならず、周りの大人一人一人が、「いじめは絶対にゆるされない」、「いじめは卑きょうな行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。

旭川市からは、これまでも、いじめの防止等の取組が適切に進められるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定する際の指針となる案が配付されました。しかし、令和3年3月、いじめを原因とした重大事態が発生したことを受け、令和5年4月、市長部局に「いじめ防止対策推進部」を創設し、市長部局.学校・教育委員会が一体となって、いじめ未然防止、早期発見と十多田以下の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の施策を推進しています。また、子ども自らがいじめの問題について学び、主体的に考えるよう、「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」を策定するための案も配付されました。

今回改定された「永山南小学校　学校いじめ防止基本方針」は、旭川市いじめ防止基本方針の内容を踏まえるとともに、これまで本校が推進してきた取組や子どもの取組の成果を反映させ、家庭、地域、地域にお住まいの方々、関係機関との連携の下、子どもたちの心身の健やかな成長に資するよう、いじめ防止を推進するために策定したものです。

【目　次】

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
１　いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　関係主体の責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
⑴　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
⑵　いじめの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑶　いじめの要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑷　いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑸　いじめの重大事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２章　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
１　永山南小学校が実施するいじめの防止等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）　本校のいじめの実情及び令和７年度の目標（指標）・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）　児童が主体となった取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）　いじめ防止委員会・いじめ対策チームの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）　いじめ防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（５）　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（６）　いじめへの迅速かつ適切な対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（７）　いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（８）　いじめの防止等に関係する家庭や地域，団体との連携・・・・・・・・・・・・・１４
（９）　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

２　重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（１）　重大事態の発生と緊急対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（２）　教育委員会又は学校による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）　調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

３　学校いじめ防止基本方針の見直しと公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（１）　学校いじめ防止基本方針の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（２）　学校いじめ防止基本方針の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（３）　学校いじめプログラム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

【資　料】

①　学校いじめ防止プログラム
②　いじめ発見・見守りチェックリスト
③　家庭用　子どもの様子チェックリスト
④　早期発見・事案対処マニュアル
⑤　いじめ事案対応フロー
⑥　いじめ等に関する相談対応フロー
⑦　不登校重大事態に係る対応フロー

第1章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての子どもに関係する問題です。いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた子どもの尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であることの認識の下、全ての子どもが安心して学校生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、子どものいじめ問題に関する理解を深めることを旨としなければなりません。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、保護者、地域住民その他の関係機関の連携の下、当該児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2　関係主体の責務等

旭川市においては、条例により、市及び学校の責務を次のとおり定めています。市及び学校は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめ防止等のための対策に取り組みます。

第４条　市の責務

市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

２　教育委員会は、基本理念にのっとり、市立学校の教職員がいじめの防止に迅速かつ適切に取組むために必要な措置を講ずる責務を有する。

第５条　市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 22 条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取組む責務を有する。

２　市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第 22 条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

３　市立学校は、市長が実施するいじめ防止等のための対策に協力するものとする。

また、条例では、保護者の責務、児童の心構え及び市民等の役割についても次のとおり定めています。

第６条　保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりやその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

３　保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第７条　児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりをもって接するよう努めるものとする。

２　児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取組むよう努めるものとする。

３　児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第８条　市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声掛け等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

２　市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に通報を行うよう努めるものとする。

３　いじめの理解

(1)　「いじめ」等の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた子どもの主観を重視した定義としています。

第２条　定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

１　いじめ

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめの防止等

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

３　学校

学校教育法（昭和 22 年法第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

４　市立学校

旭川市立小中学校設置条例（昭和 39 年旭川市条例第 22 号）に規定する小学校及び中学校をいう。

５　児童生徒

学校に在籍する児童又は生徒をいう。

６　保護者

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

７　市民等

市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。

○　法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める必要がある。例えば、いじめを受けた児童の中には「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

○　インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

○　児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○　児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ　注1」、「多様な背景をもつ児童　注2」、大規模な震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童等学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【注釈】

1　「性的マイノリティ」とは、LGBT（L:女性同性愛者、G:男性同性愛者、B:両性愛者、T:身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

2　「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

(2)　いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○　仲間外れ、集団による無視をされる。
○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○　金品をたかられる。
○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○　パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。　　等

※これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3)　いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

○　いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの子どもにも生じ得ます。
○　いじめは単に子どもだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係等、多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。
○　いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりします。
○　いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
○　一人一人を大切にした授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得ます。
○　児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの子どもの発達の段階に応じた人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得ます。

(4)　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもとの関係修復状況等の事情も勘案して判断するものとします。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

○　この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○　学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ　いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

○　いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○　学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

○　上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5)　いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第１項により、次のとおり規定されています。

ア　いじめにより当該学校に在籍する子ども等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（「生命心身財産重大事態」という）

イ　いじめにより当該学校に在籍する子ども等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「不登校重大事態」という）

※児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1)　本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）

【目標】
①　**「いじめ見逃し０（ゼロ）」**
②　**迅速な初動と児童・保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応**

令和6年度、日々の見取りやアンケート調査等により、児童から「いやな思いをしている」と報告された案件は**２５０件**あり、そのうち、「いじめ」と認知したのは、**１９６件。７８．４％**の認知率となりました。「いじめ発生率」は全校児童**５５５人**中**１９６件**で**約３５％**となりました。令和5年度の**１１４件**からさらに増加した結果となりました。一方で、「困難ケース」や「重大事態ケース」は**０件**（令和４年度は困難ケース**３件**）となり、認知数は増加傾向にあるものの、「早期発見・早期対応」の初動重視の対応とチームによる体制作りの成果が、ある程度、表出したものだと思われます。事態が初期で小さい段階から「いじめの疑いあり」との認識をもってそれぞれの事案に向き合い、解決に向けてチームで取り組む体制を今後も継続していかなければなりません。

また、これまで、豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実や人権教育の実践を通し、児童同士が互いに尊重し合い、認め合い、協力し合おうとする心情と態度を養おうと努めてきました。今年度もその取組を継続しつつ、「PDCAサイクル注3」による検証・改善を行い、更なる取組の強化・向上に努め、いじめを見逃さず、迅速な初動と児童や保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応を心掛けることで、「嫌な思い」が「重大ないじめ」へと進展しないよう、全校でのチーム体制を整えていきます。

- 自分や友達のよさを実感できる場の設定と充実（学級、児童会活動等の特別活動）
- いじめの根絶を目指す「人権教育」の推進（特別の教科道徳）
- 進んで元気よく挨拶や返事ができ、人の話が聞けるようにする指導の工夫（日常の学校生活）
- 各種行事の取組を通した思いやり、所属感、関係性の構築（行事や教科指導等）

(2)　児童が主体となった取組の推進

「いじめを生み出さないために！」児童会が中心となっての取組を推進します。いじめを生み出さないためには、南っ子全員が、「いじめは絶対にゆるされないことである」という考えをしっかりともてるように、毎年様々な活動を行っています。そして、いじめのない笑顔あふれる学校づくりが進むことをねらい、児童会が中心となり、様々な取組を行っています。

【R5年度】

「いい事ラジオ」
・自分の周りで「いい事」をした友達の名前と行動を指定の紙に書いてポストに投函します。それを児童会本部役員が、週に１回、お昼の放送で「ラジオ番組」のようにお知らせし、全校に素敵な行動を広げる活動をしました。

【注釈】
3　「PDCAサイクル」とは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の順に業務をサイクルさせることで目標を達成し、業務を向上させるための経営管理手法の一つです。

【R6年度】

「南っ子いろいろラジオ」
・基本的には令和５年度に行った「いい事ラジオ」と同様の活動です。児童会本部役員が企画し、いじめをなくすための取組です。自分を助けてくれた友だちや優しい声掛けをしてくれたお友達の名前とその行為をお昼の放送で「ラジオ番組」風にお知らせしました。この取組により、普段の生活では気付くことが無かった友達のよさを知ることができたり、「自分も、他の友達にしてみたい」という優しい想いが広がったりして、校内に心優しい言動が増え、友達をいじめてはいけないという風土が醸成されてきています。

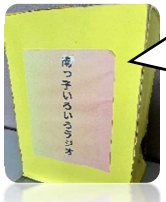

このような箱に、児童がお友達のよい所を書き、投函します。

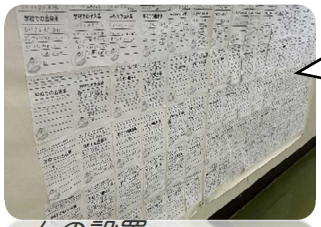

投函された内容を「お昼の放送」で紹介！その後、廊下に掲示しました。

(3)　いじめ防止委員会・いじめ対策チームの設置

本校では、いじめの問題に組織的に対応するため、法第22条に規定する組織として、「いじめ防止委員会・いじめ対策チーム」を設置します。それにより、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することによって、複数の目による状況の見立てが可能になるからです。

ア　「いじめ防止委員会」の構成

○　自校の複数の教職員により構成します。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家により構成します。

○　「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、養護教諭、学級担任、特別支援教育に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定します。

○　状況に応じ、教育委員会職員や市職員の参加を得ます。

○　「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」や「児童主体の未然防止の取組」「校内研修の実施」に当たっては、必要に応じて、保護者や児童の代表、地域住民その他の関係者の参画を得て進めます。

イ　「いじめ対策チーム」の設置

○　「いじめ対策チーム」は、管理職や主幹教諭、生徒指導部長など、校内の主要な役職にある者から、組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定します。

○　「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口」の役割を担う者（教頭と生徒指導担当教員）を指名し、うち1名を「集約担当」（教頭）にします。もう一人は、「いじめ対策推進リーダー」（生徒指導部長）として、いじめの情報を共有して、組織的に対応できる体制を構築していきます。

○　個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加し、必要に応じて外部の専門家の協力を受けます。

○　未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加します。

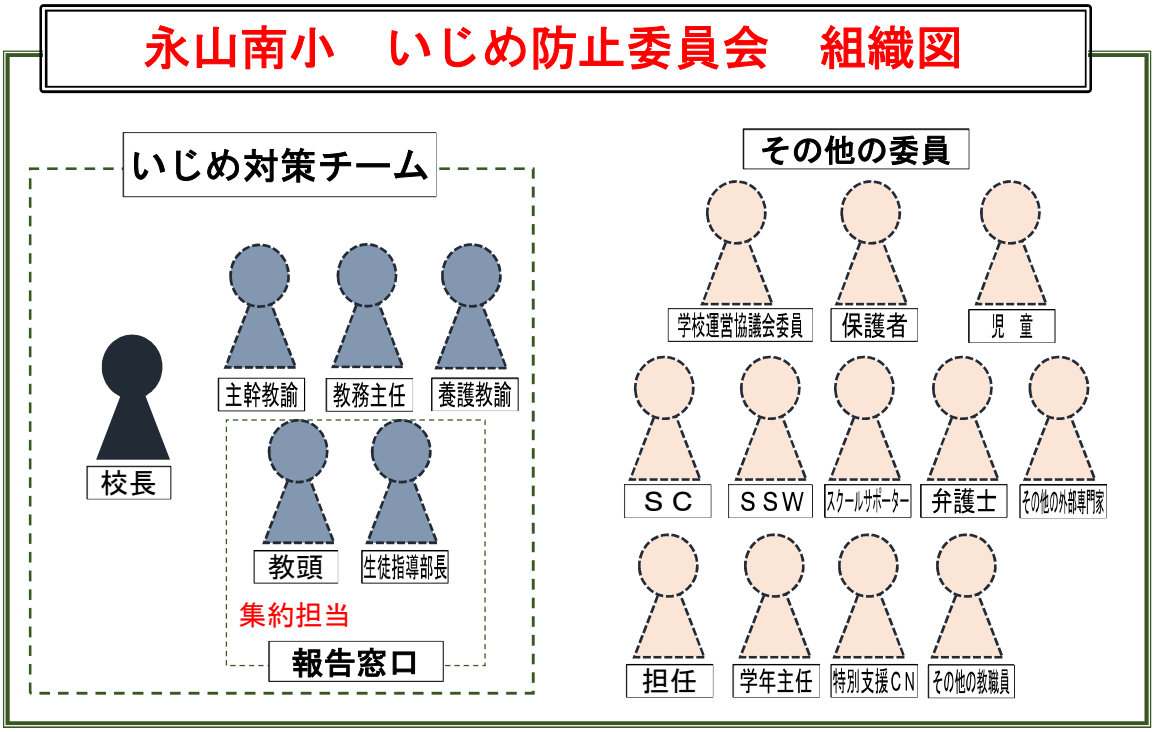

ウ　「いじめ防止委員会」の体制

○　管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制

○　全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、『いじめ防止委員会』に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制

○　事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制

○　いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制

○　当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制

○　構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や学校規模等に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制

○　特にいじめが疑われる情報があった場合は、「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催したり、迅速な判断を要する場合は、全員が揃わなくとも機動的に対応したりすることができる臨機応変な体制

○　いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

○　「いじめ対策推進リーダー」が、「報告窓口担当者」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートする体制

エ　「いじめ防止委員会」の役割

○　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割

○　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・保管、共有を行う役割

○　いじめに係る情報があったときには、「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
○　いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
○　いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
○　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
○　学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
○　学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割
○　いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
○　「いじめ対策チーム」による会議を含め、いじめ防止委員会の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

(4)　いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に取り組みます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず、いじめ防止委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

ア　いじめについての共通理解

○　いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
○　全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を校全体に醸成します。
○　いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、いじめ防止委員会の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進めます。
○　いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組みます。

イ　いじめに向かわない態度・能力の育成

○　教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進めます。
○　児童の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
○　児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。

○　家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
○　児童の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
○　自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
○　インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組みます。
○　幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

ウ　いじめが生まれる背景と指導上の注意

○　いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、児童全員にストレスチェックを行ったり、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めたりします。
○　教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
○　児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
○　学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対す必要な指導を組織的に行います。
○　「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
○　配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

エ　自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

○　教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高める取り組みを推進します。
○　児童の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通した個と集団への働きかけを行います。
○　自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける等の工夫に努めます。
○　自己有用感や自己肯定感、社会性等は、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。子どもがいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

(5)　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では、いじめが大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」の目標達成に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

本校では、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

ア　日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査と追跡調査、ストレスチェックの活用、教育相談の実施等により、いじめの早期発見に努めるとともに、子どもが日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、ストレスチェックを実施することで、いじめだけでなく、それ以外の課題に関わる困り感やストレスを把握していきます。

イ　子ども及び保護者に、養護教諭や特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等の活用や関係機関の電話相談、いじめ相談webページ等について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

※資料②*「いじめ発見・見守りチェックリスト」*及び資料③*「家庭用子どもの様子チェックリスト」*を参照し、ご活用ください。

〈主な相談窓口〉

相談窓口	電話番号	受付時間
旭川市子ども総合相談センター	〈代表〉 ０１６６－２６－５５００ 〈子どもホットライン〉 ０１２０－５２８５０６	月・木 ８：４５～２０：００ 火・水・金 ８：４５～１７：１５
子ども相談支援センター （北海道教育委員会）	０１２０－３８８２－５６ 〈２４時間子供ＳＯＳダイヤル〉 ０１２０－０－７８３１０ 〈メール相談〉 Doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日２４時間
子どもの人権１１０番 （旭川地方法務局）	０１２０－００７－１１０	月～金 ８：３０～１７：１５
少年サポートセンター 「少年相談１１０番」 （北海道警察）	０１２０－６７７－１１０	月～金 ８：４５～１７：３０
旭川法務少年支援センター （旭川少年鑑別所）	０１６６－３１－５５１１	月～金 ９：００～１６：００
法テラス旭川	０５０－３３８３－５５６６	月～金 ９：００～１７：００

(6)　いじめへの迅速かつ適切な対処

本校では、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ対策チームといじめ防止委員会において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

ア　いじめの発見・通報を受けたときの対応

○　遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。

○　児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。

○　いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。

○　発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有します。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
○　いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行います。
○　いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
○　いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
○　インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求ます。
○　いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
○　児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めていきます。

<u>イ　いじめを受けた児童及びその保護者への支援</u>
○　いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行います。その際、自尊感情を高めるよう留意します。
○　家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
○　いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
○　いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
○　いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
○　いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
○　いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
○　状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。その際、自尊感情を高めるよう留意します。

<u>ウ　いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言</u>
○　いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。

○　事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

○　いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

○　いじめを行った児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、児童の安心・安全、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

○　児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。

・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとります。

・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

エ　いじめが起きた集団への働きかけ

○　いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

○　はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

○　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。

保護者の役割

(1)　保護者は、児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解して対応するよう努めることが大切です。

(2)　保護者は、児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、子どもが同じ過ちを繰り返すことがないよう、子どもを見守り支えることが大切です。

オ　性に関わる事案への対応

○　他の事案と同様に、いじめ防止委員会において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。

○　事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

○　チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

○　事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

○　犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守る

ことを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

カ　関係する子どもが複数の学校に在籍する事案への対応

○　学校間で対応の方針や指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会を窓口となり関係する学校と緊密な連携の下、対応への指導助言を行うとともに、学校間相互の連携協力を促します。

(7)　いじめの解消

本校では、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供します。

イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

※資料④*「早期発見・事案対処マニュアル」*及び資料⑤*「いじめ事案対応フロー」*を基に、認知したいじめに対応していきます。

(8)　いじめの防止等に関係する家庭や地域、団体との連携

学校は、家庭や地域、団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。

イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。

ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関に説明します。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童及びその保護者に説明します。

エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

(9)　関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。（再掲）

イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。（再掲）

ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発

見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

※資料⑥*「いじめ等に関する相談対応フロー」*を参照してください。

2　重大事態への対処

本校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、市と連携して事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1)　重大事態の発生と緊急対応

ア　学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談します。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となりますが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談します。

イ　学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。

ウ　児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。

(2)　学校による調査

ア　調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

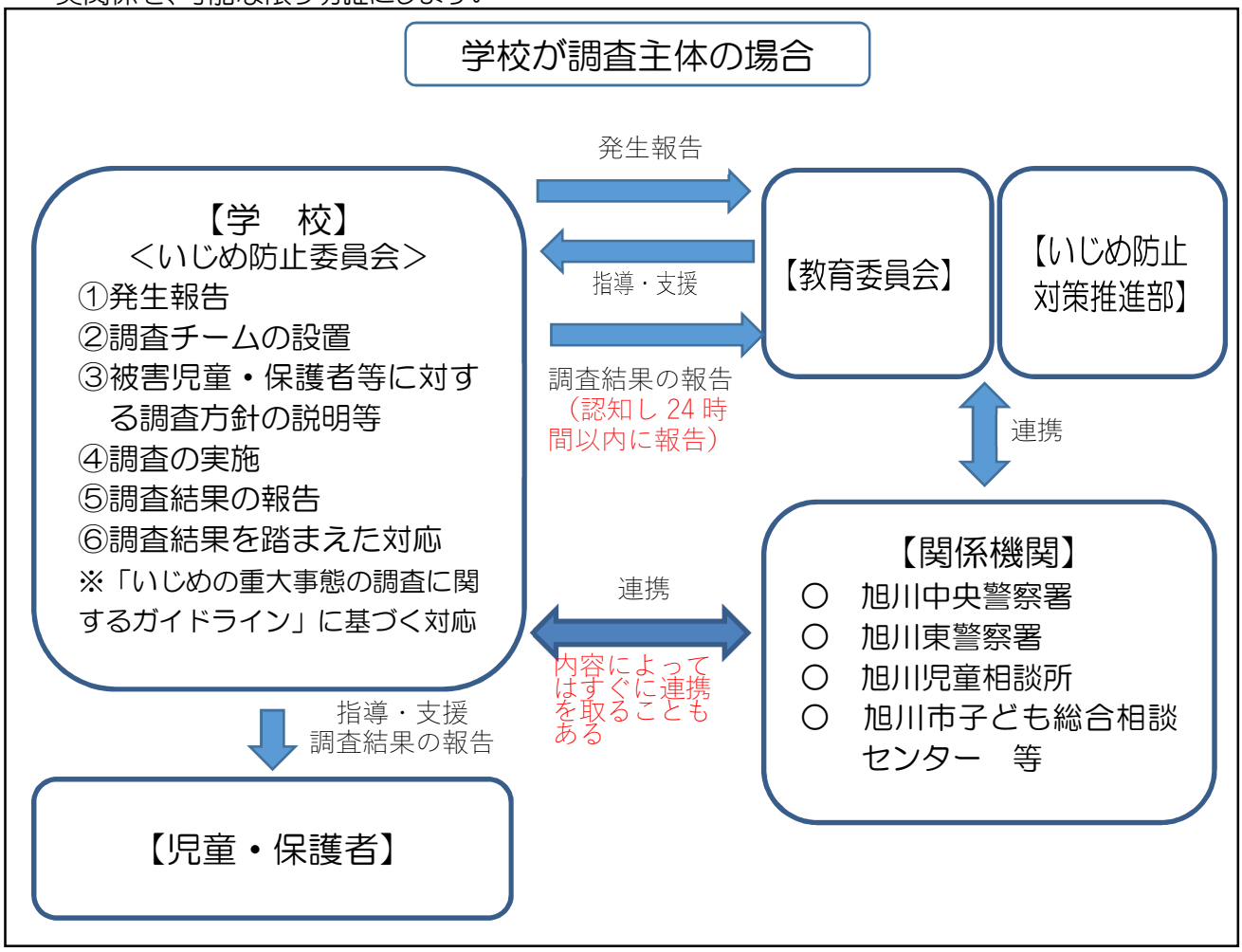

(3)　不登校重大事態に係る対応

※　資料⑦*「不登校重大事態に係る対応フロー」*を参照してください。

3　学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

(1)　学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

○　「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。

○　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

(2)　学校いじめ防止基本方針の公表

学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。

○　学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図ります。

○　入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求めるよう努めます。

(3)　学校いじめ防止プログラム

第2章に記載した取組を整理し、定例の「いじめ防止委員会」の開催や具体的な指導内容、教職員の研修会の予定など、年間計画となるよう整理した*「永山南小学校　いじめ防止プログラム」*（※資料①）をご覧ください。

【資料①】旭川市立永山南小学校　いじめ防止プログラム

は，未然防止の取組　　は，早期発見の取組

	4月	5月	6月（強調月間）	7月	8月	9月
教職員	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について等 ○職員会議 ・学校いじめ防止基本方針 ○授業観察交流 ○教育相談の随時実施 ○子ども支援委員会の随時実施 ○学校ネットパトロール（毎月） ○中１ギャップ解消等のための小中連携の推進	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について等 ○生徒指導交流会① ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○旭川市生徒指導研究協議	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○授業実践（全学年） ・「情報モラル教育」1学期 ～情報モラル教育等に係る事例アニメーション教材を活用した ○教育相談の実施 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査①	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について等 ○職員会議 ○授業実践（３年） ・「人権教育プログラム」 ～「ＣＡＰ」から講師を招き，ＣＡＰプログラムによるワークショップ授業の実践～ ○市教委いじめに関する実態調査①	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について等 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 ○ボランティア活動の実施	○いじめ防止委員会（定例） ○職員会議 ・前期の反省
児童	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律，学習習慣 ・基本的な生活習慣　等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・子ども総合相談センター ・スクールカウンセラー	○いじめに関する一斉学習① ～児童用「いじめのない笑顔あふれる学校」を活用して～	○児童教育相談 ○児童アンケート調査① ストレスチェック①②（高学年） ○「情報モラル教育」の授業（全学年）1学期	○各種調査の実施 ○生活・学習Ａｃｔサミットへの参加 ○○授業実践（3年） ・「人権教育プログラム」	○いじめ相談窓口の理解 ・子ども総合相談センター ・スクールカウンセラー ・子どもホットライン　等 ○生活・学習Ａｃｔサミッを受けた取組	○いじめに関する一斉学習②
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPへの公開 ○保護者懇談 ○いじめに関わる情報収集	○保護者懇談	○学校運営協議会 ・学校の取組等への理解協力	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等 ○中学校との交流 ○永山南地区集会	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	

【資料①】

	10月（強調月間）	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○生徒指導交流会② ・前期児童の現状報告（紙面） ○授業観察交流 ○教育相談の実施 ○子ども支援委員会の随時実施 ○学校ネットパトロール（毎月） ○校区小中学校との連携 ・授業参観　等	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について ○授業実践（全学年） ・「情報モラル教育」２学期 ～情報モラル教育等に係る事例アニメーション教材を活用した ○生徒指導研修会 ○職員会議 ・2学期の反省 ○教育相談の随時実 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について等 ○市教委いじめに関する実態調査②	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について等 ○職員会議 ・3学期の計画 ・学校評価の結果	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談の定例実施 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③	○いじめ防止委員会（定例） ・いじめ事案の認知について ・次年度への引継ぎ ○職員会議 ・新年度計画 ○校区小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換　等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童	○児童教育相談 ○児童アンケート調査② ストレスチェック③④（高学年） ○「生命（いのち）の安全教育」の ○SNSコミュニケーションについ	○「情報モラル教育」の授業（全学年）２学期 ○「いじめ」をテーマとした道	○いじめ相談窓口の理解 ・子ども総合相談センター ・スクールカウンセラー	○各委員会の取組 ・いじめ防止に係る取組　等	○児童教育相談 ○児童アンケート調査② ストレスチェック⑤⑥（高学年）	○いじめ相談窓口の理解 ・子ども総合相談センター ・スクールカウンセラー
家庭・地域	○中学校区学校運営協議会 ※地区市民委員会　会長 ○いじめに関わる情報収集	○中学校との交流 ○永山南地区集会 ○保護者懇談	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等 ○中学校との交流 ○永山南地区集会		○中学校との交流学習 ○中学校教室 ○学校運営協議会，保護者懇談談会による協議 ・学校の取組等の評価	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等

【資料②】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年　　組　　記入者　　【記入日　　月　　日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- □　遅刻・欠席・早退が増えた。……〔　　〕
- □　保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……〔　　〕
- □　用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……〔　　〕
- □　教職員のそばにいたがる。……〔　　〕
- □　登校時に、体の不調を訴える。……〔　　〕
- □　休み時間に一人で過ごすことが多い。……〔　　〕
- □　交友関係が変わった。……〔　　〕
- □　他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……〔　　〕
- □　表情が暗く（さえず）、元気がない。……〔　　〕
- □　視線をそらし、合わそうとしない。……〔　　〕
- □　衣服の汚れや傷み等が見られる。……〔　　〕
- □　持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……〔　　〕
- □　体に擦り傷やあざができていることがある。……〔　　〕
- □　けがをしている理由を曖昧にする。……〔　　〕

授業や給食の様子

児童氏名

- □　教室にいつも遅れて入ってくる。……〔　　〕
- □　学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……〔　　〕
- □　発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。〔　　〕
- □　グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。〔　　〕
- □　グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔　　〕
- □　食事の量が減ったり、食べなかったりする。……〔　　〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- □　清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……〔　　〕
- □　ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……〔　　〕
- □　一人で下校することが多い。……〔　　〕

【資料③】

家庭用　子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

□　朝、なかなか起きてこない。
□　いつもと違って、朝食を食べようとしない。
□　疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
□　登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
□　友達の荷物を持たされている。
□　一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
□　途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

□　服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
□　すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
□　いつもより帰宅が遅い。
□　電話に出たがらない。
□　お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
□　成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
□　食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

□　持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
□　学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

□　遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
□　友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
□　友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
□　いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

□　親と視線を合わせない。
□　家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
□　親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。
スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立永山南小学校　　電話　０１６６－４８－２２３０

【資料④】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】：いじめ対策チーム

＜いじめの把握＞

- ○　いじめを受けた児童や保護者
- ○　学級担任
- ○　児童アンケート調査や教育相談
- ○　学校以外の関係機関や地域住民
- ○　周囲の児童や保護者
- ○　養護教諭等学級担任以外の教職員
- ○　スクールカウンセラー（ＳＣ）
- ○　その他

＜いじめの報告＞

○　把握者　→　報告窓口（生徒指導部長）　→　集約担当（教頭）　→　校長

いじめ防止委員会の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策チーム・いじめ防止委員会）】

- □事実関係の把握
- □いじめ認知の判断
- □「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- □全教職員による共通理解
- □ＳＣや関係機関等との連携の検討

【いじめ防止委員会による対処】

- ○　いじめを受けた児童及び保護者への支援
- ○　いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- ○　周囲の児童への指導
- ○　ＳＣなどによる心のケア
- ○　関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○一定期間（３カ月以上）経過後、解消の判断※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

○　原因の詳細な分析
- □事実の整理、指導方針の再確認
- □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○　学校体制の改善・充実
- □生徒指導体制の点検・改善
- □教育相談体制の強化
- □児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○　教育内容及び指導方法の改善・充実
- □児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- □人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○　家庭、地域との連携強化
- □学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- □学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- □児童のＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

【資料⑤】

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の
報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭（推進リーダー）

随時開催

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・事実関係把握の方策を協議
・教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき、聴取り等により
組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・法の定義に基づく認知の判断
・対処プランの策定
・役割分担等の決定　　等

説明

被害児童生徒及び保護者への
対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・対処プランの決定
・全教職員による共通理解　等

指示

組織的な対処
・被害児童生徒等への支援
・加害児童生徒等への指導助言
・被害児童生徒の保護者への定期的な情報提供
・対応状況の適切な記録　　等

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・支援や指導の状況の共有
・対処プランの見直し
・全教職員による共通理解 等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底、
被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・３か月以上経過後、解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等、
再発防止に向けた取組の継続

認知後の対応

解消とその後の見守り

把握した情報の速やかな報告
- いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第２３条第１項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①
- いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。

※いじめの定義の３要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認
- 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②
- 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
- 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告　いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③
- いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処
- 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告　認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④
- 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認
- 認知後に設定した見守り期間（少なくとも３か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤
- 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

【資料⑥】

いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を
相談者に適宜報告

いじめ・不登校相談窓口（いじめ防止対策推進部）

○相談の受理と相談者への助言
○学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整

関係機関及び団体

○相談の受理と相談者への助言
○いじめ防止対策推進部、教育委員会・学校との連携の検討

○いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言
○相談者の了承を得て、いじめ防止対策推進部や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

旭川市いじめ対策会議（いじめ防止対策推進部，教育委員会）

○学校への確認内容や支援、指導助言の方針・内容等の検討
（警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応）

○学校の対応状況の確認と支援や指導助言
・相談者への対応状況
・いじめ対策組織会議の開催状況
・いじめ認知の判断
・いじめ対策組織による対処の状況
※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
・再発防止に向けた取組の実施状況

○相談者の了承を得られた場合、関係機関及び団体に学校の対応状況等を情報提供

学　校

【相談の受理と情報共有】
○相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴するとともに、いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
○相談を受けた教員等→（学級担任等）→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

【いじめ対策組織会議の開催】
○事実確認及び指導方針等の決定
○いじめ認知の判断　→　教育委員会への報告
○全教職員による共通理解
○対処プランの作成、役割分担等

【いじめ対策組織による対処】
○いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
○いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言や、周囲の児童生徒への指導
○スクールカウンセラーの派遣要請
○関係機関への相談（警察、子ども総合相談センター、旭川児童相談所等）
○いじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】
※資料②―１に掲載

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う

【資料⑦】　　不登校重大事態に係る対応フロー

学校	教育委員会	市長

欠席開始

30日（目安）

1日～
・いじめを受けた児童生徒が病気等の明確な理由以外で欠席した場合、教育委員会に速報

教育委員会に相談 →
← 学校への指導助言、支援

・教育委員会といじめ防止対策推進部における情報共有と対応方針の決定
・市いじめ対策チームの派遣による対処プランの検討

1～3日
・「最初の3日間の対応」に基づく組織的な対応（学校向け資料「誰一人取り残さない学校づくりに向けて」令和5年3月）

一定期間連続して欠席
・30日になる前から準備作業（聴取等）に着手

教育委員会に相談 →
← 学校への指導助言、支援

・教育委員会といじめ防止対策推進部における情報共有と対応方針の決定
・重大事態の疑いの有無について確認

重大事態と判断

・教育委員会が判断することも有りうる

直ちに
・7日以内が望ましい

教育委員会に重大事態の発生を報告 →

・各教育委員に迅速に報告
・対処方針は教育委員会会議で決定

市長に報告 →

・市長の判断で総合教育会議（非公開）を招集した場合、対処について協議・調整を図る

調査期間等の目途を示して実施

調査の有無・調査主体の決定

対象児童生徒及び保護者への調査方針等の説明

学校主体の調査（原則）

学校による調査への必要な指導や人的措置を含めた適切な支援

学校主体の調査では十分な結果を得られない、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるなどと判断した場合

学校いじめ対策組織に第三者を加えての調査

学校が立ち上げた第三者委員会による調査

当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える

教育委員会主体の調査

教育委員会内部の組織による調査

対策委員会による調査

いじめの存否に係る事実関係について詳細な事実認定が必要と判断されるときは、弁護士や警察ＯＢ等、事実認定に長けた外部の専門家に依頼し、学校が収集した情報の分析を依頼することを検討

対象児童生徒及び保護者への調査結果の報告、所見書の希望確認

報告後実施

教育委員会に報告 →

・教育委員会会議における教育委員への報告（非公開）

市長に報告 →

・市長が必要があると認めるとき、再調査を実施

・対象児童生徒への今後の支援方策の検討
・いじめがあったとの事実が確定された場合、いじめを行った児童生徒への指導・支援方策の実施

対象児童生徒が欠席を余儀なくされている状況の解消、学校復帰の支援、今後の再発防止

保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立永山南小学校　令和７年５月

本資料は，「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ，学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ防止委員会及びいじめ対策チームで対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続（３カ月以上）していること。
  - ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童とその保護者に確認した上で、学校いじめ防止委員会により、判断します。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

永山南小学校 いじめ防止基本方針（概要） 全文は学校 HP を御覧ください。

本校では、今年度の目標を①「いじめ見逃しゼロ」②「迅速な初動と児童・保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応」と設定し、いじめの未然防止、早期発見、丁寧な対応による解消を職員一丸となり取り組みます。学級や児童会活動を通して、自分や友達のよさを実感できる場の設定を図ったり、特別の教科道徳を通していじめの根絶を目指す「人権教育」を進めたり、行事や日々の教科指導を通して思いやり、所属感、関係性の構築に努めたりします。

永山南小学校 いじめ対策組織の役割や活動

〔永山南小　いじめ防止委員会〕

＜いじめ対策チーム＞
- ☆学校長
- 教頭
- 主幹教諭
- 教務主任
- 養護教諭
- 生徒指導部長

※未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織を構成し、事案に対応します。

＜その他の委員＞
- 学年主任
- 学級担任
- 特別支援ＣＮ
- ＳＣ
- ＳＳＷ
- 学校運営協議委員
- スクールサポーター
- 弁護士
- その他教員
- その他外部専科
- 保護者
- 児童

※いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

教職員：・「いじめ防止委員会」を月例で開催し、校内で報告を受けたいじめの疑いのある事案について、情報共有すると共に、いじめの認否について協議します。
・いじめに関わる様々な研修を行うことで、いじめ問題に対する共通した認識をもったり、いじめを未然に防ぐ取組をしたりします。

児　童：・児童会が主体となり、友達から受けた優しい言動をラジオ番組風に知らせた『南っ子いろいろラジオ』に取り組みました。この取組により、普段の生活では気づくことが無かった友達のよさを知ることができたり「自分も、他の友達にしてみたい」という優しい想いが広がったりして、校内に心優しい言動が増え、友達をいじめてはいけないという風土が醸成されてきています。

不明な点やいじめに関する相談は，遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。
また、相談窓口として、「学校いじめ対策リーム」を設置していますので、気軽に相談願います。**令和７年度の永山南小学校のいじめ対策組織担当は、成田です。**

連絡先　０１６６-４８-２２３０（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもＳＯＳ電話相談（旭川市いじめ防止対策推進部）	0120-126-744	月～金　8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
旭川地方法務局（子どもの人権１１０番）	0120-007-110	月～金　8:30～17:15
北海道警察本部（少年相談１１０番）	0120-677-110	月～金　8:45～17:30

子ども相談支援センター イメージキャラクター

旭川市教育委員会のＨＰで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会のホームページ

保護者向け資料

警察と連携した「いじめ問題」への対応

旭川市立永山南小学校　令和７年５月

学校が、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際の対応について、お知らせします。

学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校が、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法　第 23 条第 6 項　～いじめに対する措置～

学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴　行 （刑法第 208 条）	○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。
傷　害 （刑法第 204 条）	○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて、けがをさせる。
強制わいせつ （刑法第 176 条）	○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐　喝 （刑法第 249 条）	○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃　盗 （刑法第 235 条）	○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。
器物損壊等 （刑法第 261 号）	○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。
強　要 （刑法第 223 条）	○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅　迫 （刑法第 222 条）	○ 本人の裸などが写った写真･動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 （刑法第 230 条） （刑法第 231 条）	○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 （刑法第 202 条）	○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 （児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律７条）	○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達１人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第３条）	○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○ 被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○ スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○ 児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○ いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○ 特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

○ 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。

○ 特に、ＳＮＳやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□旭川市立永山南小学校のいじめ問題に関する相談窓口は，「学校いじめ対策チーム」担当の成田教諭です。また，担当者のほか，学級担任や相談しやすい教職員にも，遠慮なくご相談ください。

□学校は，いじめに関する相談について，全て「学校いじめ対策チーム」で情報共有し，速やかに対応します。

連絡先　０１６６－４８－２２３０（学校代表電話）

〔参考〕

旭川市立永山南小学校　令和６年度「学校いじめ防止基本方針」

ＵＲＬ：www.asahikawa-hkd.ed.jp/nsagayamaminami-els

自校のＲ６学校いじめ防止基本方針の二次元Ｒコードと置き換えること。